

防護柵塗装工事特記仕様書

適用範囲

本特記仕様書は、名古屋市緑政土木局が所管する防護柵塗装工事のうち、弱溶剤厚膜形ふっ素樹脂塗料による塗替え塗装を行う場合に適用する。

本特記仕様書に記載されていない事項については、土木工事標準仕様書、鋼道路橋防食便覧及び工事施工方法に関する公的基準を適用する。

1. 塗装仕様

工程ごとの使用材料及び使用量等は次表のとおりとする。なお、塗装前には3種ケレン程度の素地調整を実施すること。

塗装工程	塗料名	標準使用量 (g/m ²)	目標膜厚 (μm)	塗装間隔 (20℃)
第1層 (下塗)	弱溶剤形変性エポキシ 樹脂塗料	200	50	1～10日
第2層 (中塗・上塗兼用)	弱溶剤厚膜形ふっ素樹脂 中塗・上塗兼用塗料	180	55	

- 1) 標準使用量は、はけ・ローラー塗りの場合を示す。
- 2) 標準使用量はメーカーの仕様に応じて、適宜監督員と協議すること。
- 3) 塗装間隔の下限は20℃の場合を示す。気温が低い場合は、塗料が硬化乾燥していることを確認し重ね塗りを行うこと。
- 4) 塗装色は「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」を参考にすること。
- 5) 新技術による塗料を使用する場合は、使用料及び塗装間隔についてはメーカーの仕様による。

2. 施工管理基準及び写真管理基準（出来形管理）

- 1) 施工管理基準は次表のとおりとする。

測定項目	規格値	測定基準
塗膜厚	a. 塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りでない。	塗装終了時に測定する。 防護柵の塗装面積に応じて、 500m ² ごとに25点以上、2000m ² ～5000m ² で25点、2000m ² ～1000m ² で100m ² 毎に1点、1000m ² に満たない場合は最低1点測定する。 各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。

2) 写真管理基準（出来形管理）については、次表のとおりとする。

工 種	撮影項目	撮影頻度	備 考
材料	材料使用料（塗料缶）	全数量（使用前後）	素地調整、塗替え塗装において10基に満たない場合は各工程最低1基とすること。 施工規模等によっては撮影項目、撮影頻度について、監督員と協議すること。
素地調整	ケレン状況（塗替）	1 スパン毎に1 回 （施工前後）	
塗替え塗装	塗装状況	1 スパン毎に1 回 （各層塗装後）	
	塗膜厚測定	測定時	

3. その他

請負人は、塗装作業を行う前に、防護柵の各部材に異常がないかを近接目視等により確認し、異常が発見された場合は監督員の指示を受けること。

その他、疑義が生じた場合は監督員と協議を行うこと。